

交付決定に係る留意事項

偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、**交付決定の取消、補助金の返還等の措置が講じられます。**

例えば、住宅防音工事は、一部の工事を除き、居住している方の人数に応じて補助対象となる居室数を決定していることから、**居住している方の人数を偽り^(※)、本来、防音工事の対象とならない居室について補助金の交付を受けた場合は、これに当たります。**

(※)住宅防音工事を希望する住宅に住んでいない方の住民票を移すといった行為など

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(抜粋)

第17条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 (省略)

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 (省略)

第18条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2~3 (省略)

第29条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。